

# 尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成 29 年度第 5 号  
通 算 第 28 号  
平成 29 年 12 月 1 日  
尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## 平成 29 年 12 月期の割増報酬等について

### 日時・場所

平成 29 年 11 月 27 日（月）午後 8 時 50 分～午後 9 時（中央公民館視聴覚室）

### 今回の交渉の主な目的

平成 29 年 12 月に支給する割増報酬等及び賃金・労働条件に関する要求書等について、前回に引き続き協議を重ねた。

### 具体的な交渉内容

#### 1 平成 30 年度向け嘱託員の報酬改定について

| 尼崎市嘱託職員労働組合の主張       | 当局の回答                                   |
|----------------------|---|
| 前回の交渉を踏まえた修正回答はないのか。 | 今できる限りの回答であり、前回の内容にて判断していただきたい。         |
| 200 円の引上げでは納得できない。   | これまでどおり人事院勧告に準拠した対応をとったものであり、ご理解いただきたい。 |

#### 課題解決への方向性

提案の内容にて諾否期限までに判断を行うよう求めた。

#### 2 独自要求書について

| 尼崎市嘱託職員労働組合の主張  | 当局の回答                          |
|---|--------------------------------|
| <u>会計年度任用職員制度の報酬体系について</u><br>地方公務員法等の改正により今後導入される会計年度任用職員の報酬体系については、これまで賃金小委員会において協議してきたが、そこで示されている内容では納得できない。 | 引き続き賃金小委員会等において協議していくものと考えている。 |

|   |   |
|---|---|
| <p>地方公務員法等の改正法の施行時期は平成 32 年 4 月 1 日であり、制度改正まで時間的な余裕が十分にある。会計年度任用職員の報酬体系については、今後もじっくりと協議していけばよいのではないかと考えている。</p> | <p>平成 32 年 4 月 1 日から会計年度任用職員を任用していくためには、平成 31 年度に職員を募集していかなければならないことを考慮すると時間的な余裕はそれほどなく、できるだけ早く決めていきたいと考えている。</p> |
| <p><b>高年齢者委嘱制度について</b></p> <p>5 年の勤続年数要件については、見直しの考えはないのか。</p>  | <p>現在のところ見直す必要性はないと考えている。</p>   |

以上  
(給与課)

## 妥結事項

11月17日及び27日の2回にわたる交渉等の結果を受け、11月30日に次の項目について妥結に至った。

### 1 割増報酬（ボーナス）[平成29年12月8日支給]

支給月数等

| ランク | 支給月数（額）                  | 前年度                      |
|-----|--------------------------|--------------------------|
| B   | 2.06月分（347,934～384,396円） | 2.00月分（337,200～372,600円） |
| C   | 1.87月分（362,219円）         | 1.81月分（350,054円）         |
| D   | 定額（327,000円）             | 定額（317,000円）             |
| E   | 定額（312,000円）             | 定額（302,000円）             |
| 再雇用 | 定額（301,000円）             | 定額（291,000円）             |

### 2 報酬月額 [平成30年4月1日実施]

平成30年度の嘱託員報酬について、次のとおり改定する。

| 区分   |       | 現行報酬<br>（円） | 改定後報酬<br>（円） | 引上額<br>（円） |
|------|-------|-------------|--------------|------------|
| Bランク | 定額    | 174,600     | 174,800      | 200        |
|      | 5年未満  | 168,900     | 169,100      | 200        |
|      | 5年以上  | 174,500     | 174,700      | 200        |
|      | 10年以上 | 179,000     | 179,300      | 300        |
|      | 15年以上 | 182,600     | 182,900      | 300        |
|      | 20年以上 | 185,100     | 185,400      | 300        |
|      | 25年以上 | 186,600     | 186,900      | 300        |
| Cランク |       | 193,700     | 194,000      | 300        |
| Dランク |       | 213,300     | 213,600      | 300        |
| Eランク |       | 242,300     | 242,600      | 300        |
| 再雇用  |       | 174,600     | 174,800      | 200        |